

備南衛生施設組合物品供給単価契約約款

平成31年2月15日制定

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約及び仕様書等を内容とする物品供給の単価契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限までに納入し、発注者は、その購入数量を契約単価に乗じて得た額に取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「契約代金」という。）を支払うものとする。

3 納入を完了するために必要な一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この約款及び、仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下この条において「保証の額」という。）は、当該契約期間における購入予定数量を契約単価に乗じて得た額に取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「予定総金額」という。）の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、発注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約内容の変更により、予定総金額の変更があったときは、保証の額が変更後の予定総金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る予定総金額が変更前の予定総金額の3割以内の場合においては、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（特許権等の使用）

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（納入期限の延長）

第6条 受注者は、天災地変その他正当な事由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を申請することができる。

2 発注者は、前項の規定による申請があった場合において、正当な理由があると認められるときは、受注者と協議して納入期限の延長を定めるものとする。

（履行遅延の場合における損害金等）

第7条 発注者は、前条の場合を除くほか、受注者が納入期限までに物品を納入することができない場合においては、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、当該発注品の数量に契約単価に乗じて得た金額につき遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項の遅延損害金は、指定期限内に納付するものとし、納付しないときは支払代金からこれを控除することができる。

（物品供給の変更、中止等）

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、物品の供給についてその内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、契約単価又は納入期限の変更をする必要があるときは、受注者と協議の上、これを定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議の上、必要な費用を負担することができる。

(契約単価等の変更)

第9条 契約締結後において、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、契約単価が著しく不相当となったときは、その実情に応じて、発注者は、受注者と協議の上、契約単価又は仕様書等の内容を変更することができる。

(一般的損害)

第10条 物品の引渡し前に生じた損害その他契約の履行に関して生じた損害（次条又は第12条第1項に規程する損害は除く。）については、受注者がその費用を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 契約の履行について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第12条 受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物品の納入が不可能となったときは、遅滞なく発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物品の納入が不可能となったことが認められる場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

(検査)

第13条 受注者は、物品を指定の場所へ納入したときは、納品書をもってこの旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に、契約書又は仕様書等に定めるところにより、検査を完了しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを改造若しくは修補し、又は代品を納入しなければならない。

4 受注者は、前項の改造、修補又は代品の納入を完了したときは、直ちに納品書を発注者に提出し、再検査を受けなければならない。

5 第2項又は第4項に規定する検査に要した費用は、契約に特別の定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(所有権及び危険負担)

第14条 物品の所有権は、第13条第2項の検査に合格したとき、受注者から発注者に移転するものと

する。

(代金の請求及び支払)

第15条 受注者は、第13条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第16条 発注者は、物品の所有権移転後1年間（法令に別途定めがある場合、又は特に定めた場合はその期間とする。）、当該物品に隠れた瑕疵が発見されたときは、受注者に対し、その物品の無償修理若しくは代品の納入、又は金銭による賠償を請求することができる。

(費用の負担)

第17条 物品の所有権移転までに要する一切の費用は、契約に特別の定めがある場合を除き、受注者の負担とする。

(発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約期間内に契約の履行をしないとき、又は、その履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり発注者および発注者の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

(4) 第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは物品供給等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、法令若しくは倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則22号。以下「規則」という。）又は契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、受注者は、予定総金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第4号までの規定により、この契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第19条 発注者は、契約の履行中において、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定による契約の履行の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約解除に伴う措置）

第21条 発注者は、契約が解除された場合において、必要があると認めるときは、既納物品を検査の上、引渡しを受けることができる。引渡しを受けたときは、これに相当する契約代金を受注者に支払わなければならない。ただし、違約金を徴収するときは、契約代金はこれと差し引き精算することができる。

2 第1項及び前項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第18条の規定によるときは発注者が定め、第19条又は第20条の規定によるときは発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第22条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による予定総金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に

対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(4) その他受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当する場合においては、発注者はこの契約を解除することができる。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日までの日数に応じ、その支払わない額につき年5パーセントの割合で計算して得た利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、当該追徴額につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(補則)

第24条 この約款に定めのない事項については、規則によるほか、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。